

神奈川県 小田原市

| | | | |
|-------|-----------|----------------------------|----------|
| 都道府県名 | 神奈川県 | 市区町村名 | 小田原市 |
| 実施事業※ | 地域力強化推進事業 | ○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業 | ○ 都道府県事業 |

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

| | | | |
|-------------------|--|---------|------------|
| 人口 | 190,454(人) | 世帯数 | 81,444(世帯) |
| 高齢化率 | 29.65(%) | 生活保護受給率 | 16.89(%) |
| 面積 | 113.81(k m ²) | | |
| 地縁組織(自治会、町内会等)加入率 | 75.3(%) | 公立小学校数 | 25(校) |
| | | 公立中学校数 | 11(校) |
| 地域包括支援センター | 直営:なし 委託:12か所(社会福祉法人9、株式会社3) | | |
| 生活困窮者自立相談支援事業 | 直営:1か所(自立相談支援事業、住居確保給付金支給事業) 委託:1か所(学習支援事業・NPO法人) | | |

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

小田原市は神奈川県西部に位置し、西は箱根連山、中心部を酒匂川が流れ、南は相模湾に面し、温暖な気候の地です。また新幹線をはじめ、鉄道5社が乗り入れ交通至便な街です。
小田原は戦国時代に北条氏が関東一円を支配する拠点となり、江戸時代には東海道の宿場町として栄えました。現在は、商工業、農業、漁業のほか、漆器などの伝統産業もあり、小田原城などを中心に観光地ともなっています。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

| | |
|---------------------|---|
| 本事業に取り組む目的・狙い | 小田原市は、支援を必要とする方々を制度的な枠組みを越えて支えるケアタウン構想を実現するため、従来から施策を進めてきているが、行政だけでなく、地域や団体、法人と連携の充実を図り、地域での課題や実情に対応することができる体制を構築していきたい。 |
| 本事業を通じて人と地域に起こしたい変化 | 行政だけ、団体だけ、地域だけといったばらばらの対応で、誰かがやってくれるものという意識ではなく、お互いに協働して、複雑な課題を解決していく意識を醸成し、困難なことにもみんなの力で対応していけるようにしたい。 多くの関係者を結びつけるとともに、具体的かつ実動的な協議の場を設けたい。 また、地域での取組を積極的にバックアップするとともに、地域において課題への対応を自主的に考え、行動できるように支援していきたい。 |

3. 地域力強化推進事業について

| | | |
|---|---|--------------------|
| ①実施主体(委託先) | 小田原市(小田原市社会福祉協議会・小田原市事業協会) | |
| ②事業名 | 『我が事・丸ごと』の地域づくり推進事業 | |
| ③事業実施の必要性 | <p>少子高齢化の進展やコミュニティの機能低下を主因として、市民の生活課題は一層複雑多様化、また社会化する傾向にある。社会保障制度や行政の福祉政策が様々な拡充されてもそこから抜け落ちてしまう人々は存在し続け、複合的な課題を抱える人々に家庭や地域が対応していくことは極めて困難になるものと見込まれる。これに対して本市は平成 22 年度から、ケアタウン構想と銘打って地域コミュニティを核に多様な主体が連携協力する共生社会の実現を構想するが、地域における共助の担い手や事業財源が不足するため、地域生活課題のニーズに対応する社会資源は十分に整備・供給されていない状況にある。</p> | |
| ④事業内容 | | |
| ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備 | | |
| (対象地域) 市内全域 | (対象地域の範囲) 26連合自治会の各区域 | (人口) 190,454(人) |
| (ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援 | | |
| (支援する対象) 自治会長、民生委員・児童委員、地区社協、地区ボランティア、PTA、老人クラブ、事業者、さらにそれらの連合体としての地域コミュニティ組織 | (支援の内容) サロンの開設、生活支援、見守り活動等に係る助成、助言、関係機関との調整等 地域生活課題の把握と解決策の検討のサポート | |
| (イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備 | | |
| (拠点の場所) 地域公民館や小学校の空き教室 | (運営主体) 地域コミュニティ組織(地区まちづくり委員会)ほか | |
| (ウ)地域住民等に対する研修の実施 | | |
| (研修の対象) 民生委員児童委員、連合自治会長、地区社協役員ほか | (研修の内容) 当該事業の運営についての検討及び調整 先進的取組をしている地域の担当者を招聘しての研修会(講演会)の実施 | |
| (エ)その他 | | |
| <p>中間的就労事業として、地域の力を活用し、生活保護利用者、その他就労に係る支援を必要とする者に対し、就労の機会(軽作業、体験、ボランティア等の機会を含む。)等を多様な形態で提供し、当該利用者等の自立を支援する。(民間企業、社会福祉法人等、分野の異なる法人の協力を得ることで内容を多様化するとともに、その機会を増やす。)</p> | | |
| 地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保 | | |
| 社協による共同募金の地域配分、地域コミュニティに対する市の補助金の活用、社会福祉法人による地域貢献事業との連携による取組 | | |
| 事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む) | | |
| <p>生活支援体制整備事業の活用により、生活支援コーディネーターが地域における福祉的取組に関する会合や打合せに積極的に参画し、その地域において必要とされ、また実際に活動する住民の意向にマッチした活動が実施できるように支援する。</p> <p>地域の課題把握・解決を検討する地域コミュニティ組織の会合に参画することで連携を図る。</p> <p>また、地域ケア会議(地域ケア会議推進事業)における、地域包括ケアのあり方の議論に、介護分野だけに限らず、その他の領域のケアに係る事項を含めていくこととする。</p> | | |
| 事業の成果目標 | | |
| <p>生活支援コーディネーターは、市内26連合自治会単位の福祉関係会合等に月1回程度、参加し、地域において目指す新規の取組の支援及びこれまでの取組の改善の支援を行う。</p> <p>コミュニティ組織における検討を踏まえた自主的な地域活動事業への支援(年間サロン、生活応援隊事業、その他事業)</p> | | |
| イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備 | | |
| (対象地域) 市全域 | (対象地域の範囲) | |

| | |
|--|--------------------------------------|
| (ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備 | |
| (場所・機関等の名称) 福祉まるごと相談窓口 | (相談を受け止める人) 相談支援包括化推進員 |
| (イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知 | |
| (周知方法) 市広報・ホームページ、社会福祉協議会広報・ホームページ、民生委員児童委員大会、連合自治会長会議など | |
| (ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握 | |
| (把握の方法) 民生委員・児童委員、自治会長等が受けた相談を地域包括支援センター又は福祉まるごと相談窓口において受け止めることで、地域における生活課題の早期把握に結びつける。 窓口を多様化することで、相談しやすい環境を整備する。 | |
| (エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築 | |
| (バックアップの内容) 相談の内容に応じて、関係機関相互で情報を共有し、具体的な支援を検討し、各機関が主体的に役割を果たす体制を構築する。 | (バックアップする人) 相談支援包括化推進員(福祉まるごと相談員) |
| 事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む) | |
| 包括的支援事業(地域包括支援センター)が把握する多機関の連携が必要な相談事項(高齢者に係る相談以外の事項等)について、相談支援包括化推進員が受け止め、連携し、市、地域、その他関係機関とのケース検討会を開催するとともに、課題解決に向けての支援を役割分担し、実施する。 | |
| 事業の成果目標 | |
| 月10件程度の新規相談を受け止め、市や専門機関等との連携により、まず7割程度の解決を目指すとともに、すぐの解決に至らない相談等については、専門機関、地域へのつなぎにより、継続して見守り、解決の糸口を探っていく。 | |
| ウ その他 | |
| | |
| ⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画 | |
| | |

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

| | |
|------------------------------|---|
| ①実施主体(委託先) | 小田原市(小田原市社会福祉協議会) |
| ②事業名 | 「福祉まるごと相談」事業 |
| ③事業実施の必要性、体制等 | 支援を必要とする方の抱える課題が複合化・複雑化し、市の福祉担当所管や支援機関が個別にかかわるだけでは解決が難しいケースが増加している。 このようなケースに対応していくために、庁内各課で直接相談を受けるほか市社会福祉協議会に「福祉まるごと相談窓口」を設置して総合相談体制を整備するとともに、相談支援包括化推進員を配置することで、市の福祉担当所管はもとより、地域の多様な機関と連携を図りながら必要なサービスにつなげる包括的支援体制を構築し、市民に対する福祉サービスを向上させるものである。 |
| ④相談支援包括化推進員の配置予定人数 | 2人 |
| ⑤相談支援包括化推進員の経歴等 | 社会福祉士の資格を有し、実務経験がある者 ② 社会福祉士(小田原市社協職員9年目) ③ 社会福祉士、介護支援専門員(小田原市社協4年目、入職前他市社協・地域包括支援センターにて14年勤務) |
| ⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称 | 小田原市社会福祉協議会・「福祉まるごと相談」窓口 |

⑦事業内容

ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要

■複合的な課題を抱える者の把握方法
福祉まるごと相談事業として相談者の属性や相談内容などの対象を限定せずに、直接相談を受け付けていく。また、関係機関や民生委員・児童委員、自治会等の地域関係者に事業周知を行い、複合的な課題を抱える世帯を把握した場合にはまるごと相談窓口で連絡いただき、連携・協働して対応する。また、地域包括支援センター単位又は連合自治会単位ごとの自治会、民生委員、地区社会福祉協議会等による会議の場で、相談支援包括化推進員、社協の地区担当者との連携を図り、地域の力を活用した支援体制を構築していく。

■相談支援機関のネットワークの構築方法
関係機関の課長級職員によるネットワーク会議を開催し、本事業の共通理解を図るとともに、既存の会議体や個別の事例から抽出された課題等に対する解決策を検討するほか、支援者のスキルアップのための研修会の企画等を行う。

■当該者に対する支援の方法
相談者の属性や相談内容などの対象を限定せず、まずは相談を受け止め、相談者の抱える課題の把握と整理に努める。関係機関と連携する必要がある場合には可能な限り同行し、伴走的な関わりをする。支援の過程で必要に応じて相談支援包括化推進会議を開催し、課題の共有や協働の方法について検討する。

イ 相談支援包括化推進会議の開催方法

| | |
|---|-------------------------------------|
| (個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 8回/年 福祉健康部各課職員、市関係課職員、県の専門機関職員、地域包括支援センター職員、医療機関職員、相談支援包括化推進員等 | (既存の会議の名称) 相談支援包括化推進会議 |
| (ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 3回/年 福祉健康部6課、子ども青少年部3課、社会福祉協議会、その他関係機関等 | (既存の会議の名称) ケアタウン構想及び多機関協働に係る調整会議 |

ウ 自主財源の確保のための取組の概要

地域にある社会福祉法人等と地域との交流を図るとともに、地域の課題について相談を受けることのできるような枠組みの構築を模索する。また、社会福祉協議会の市民福祉基金等への寄付を募り、地域の新たな活動に助成をする仕組みについても検討を図る。アクティブシニアポイントの地域への還元の方策を検討する。

エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要

日ごろの相談支援業務等から必要と思われる仕組み等について協議する場を、社会福祉協議会職員を中心に定期的に設け、関係部署や関係機関と連携しながら実現していく。以下、実施しているもの、又は開催を検討しているものの例。

- 生活支援資金貸付事業
- 生活家電リユース事業
- ひきこもり家族会

オ その他

⑧事業の成果目標

- ・市内連携のためのネットワーク会議の開催(年2~3回)
- ・市内・関係機関向けに「我が事丸ごとの地域推進事業」強化のための研修会の実施
- ・市内・関係機関の横断的支援が必要な事例の検討会の随時開催
- ・相談支援専門職向け研修会の開催
- ・地域向け事業周知の研修会の開催

市の窓口において相談として受け止められていない事項を、地域の民生委員、自治会役員、地域包括支援センター等から広く受け止め、その問題解決についても、行政だけでなく、地域の力を最大限活用できるよう支援していく。

福祉まるごと相談窓口において月10件程度の新規相談を受け止め、伴走的な関わりを通して相談者に寄り添った相談援助を行う。

また、今年度は市内の連携及び専門職・機関のさらなる連携強化を目標とし、随時事例検討を行い、まるごと受け止める意識を市全体として高めていく。

さらに、地域から相談しやすい窓口となるよう、連合自治会単位のまちづくり委員会・福祉部会や民児協地区ブロック会合等に参加し、相談受付・対応状況の周知や課題の把握を行うこととする。(各地区 年間2回)

⑨地域力強化推進事業実施計画